

市第 122 号議案

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第15条まで」を「第15条の2まで」に改め、「、第12条第1項中「15人」とあるのは「10人」と」を削り、「市長」との次に「、第15条の2第5項中「前条（」とあるのは「第15条（」と、「前条第1項本文」とあるのは「第15条第1項本文」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市いじめ問題調査委員会の委員の定数を変更し、及び同委員会に部会を設置するため、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（準用）

第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条の2までの
規定期は、調査委員会について準用する。この場合において、第8

条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「市民局」と、第12条第1項中「15人」とある
のは「10人」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに
第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と—
第15条の2第5項中「前条（」とあるのは「第15条（」と、「前
条第1項本文」とあるのは「第15条第1項本文」と読み替えるも
のとする。